

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 12 月 25 日

北日本紡績株式会社

2020 年 12 月 25 日

株式交換に係る事前開示事項

石川県白山市福留町 201 番地 1
北日本紡績株式会社
代表取締役社長 粕谷 俊昭

当社は、2020 年 12 月 10 日付で株式会社中部薬品工業（以下「中部薬品工業」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021 年 1 月 12 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、中部薬品工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

別紙 1

本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

北日本紡績株式会社（石川県白山市福留町201番地1。以下、「甲」という。）と株式会社中部薬品工業（愛知県北名古屋市石橋惣作23番地1。以下、「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、甲が乙の発行済株式を全部取得することによって、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法767条に従って本契約を締結し、株式の交換を行う（以下「本株式交換」という。）。

第2条（株式交換に際して行う株式の発行および割当て）

甲は、自己株式（普通株式）150,280株の処分として、第6条の効力発生日前日最終の乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式50.77株の割合をもって割当交付する。

第3条（増加すべき資本金および資本準備金等）

乙が株式交換により増加すべき資本金および資本準備金の額は、次のとおりとする。ただし、株式交換の日における甲の資産および負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1） 資本金 929百万円

（2） 資本準備金 株式交換の日に甲に現存する純資産額に甲の発行済株式の総数に対する株式交換により乙に移転する株式の数の割合を乗じた額から、第1号の金額および第7条により甲の株主に支払うべき金額を控除した額

第4条（表明保証）

乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 自己の株主が別紙株主名簿の通りであり、名義株主が存在しないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的人物が存在しないこと。
- (2) 乙が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であること、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないこと。
- (3) 乙の従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないこと。
- (4) 自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いこと。
- (5) 自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないこと。
- (6) 自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないこと。
- (7) 自己の事業の所管法令を完全に遵守し、何ら違反行為はないこと。
- (8) 財務及び法務デューデリジェンス時の乙の従業員に対するヒアリング内容が真実であること

第5条（株式交換の日）

株式交換の日は、令和3年1月12日（以下「効力発生日」という。）とする。
ただし、株式交換手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（株式交換承認総会）

乙は、前項の効力発生日の前日までに、株主総会を召集し、本契約の承認および本契約に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。

第7条（株式交換の実行）

甲は株式交換日において、その前日に乙の株主名簿に記載されている株主に対し、第2条により算出された株式を乙の発行済株式全部と引換えに引渡す。

第8条（株式交換交付金）

本株式交換において、株式交換交付金は発生しない。

第9条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、その一切の営業を善良なる管理者の注意をもって継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、相手方の承諾なくしてこれらの営業およびこれに属する財産に変更を加えないものとする。

第10条（株式交換前に就職した乙の取締役および監査役の任期）

乙の取締役および監査役であって効力発生日前に就職した者は、本株式交換後最初に到来する決算期に関する定時株主総会終結のときに退任しない。その任期は、乙の定款第24条の定めに従って取り扱うものとする。

第11条（株式交換契約の変更および解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（株式交換契約の効力）

本契約は、乙の株主総会の承認ならびに法令に定める関係官庁の承認が得られ

ないときは、その効力を失うものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月10日

甲 石川県白山市福留町201番地1

北日本紡績株式会社

代表取締役 粕谷 俊昭



乙 愛知県北名古屋市石橋惣作23番地1

株式会社中部薬品工業

代表取締役 松宮 優美



別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	中部薬品工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	50.77
本株式交換により交付する株式数	普通株式：150,280 株（予定）	

（注 1）本株式交換に係る割当比率

中部薬品工業株式 1 株に対し、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）50.77 株を割当て交付いたします。なお、本株式交換に係る割当比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 150,280 株を割当て交付する予定です。なお、当社が本株式交換により交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる中部薬品工業の株主様につきましては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は、金融商品取引所市場において売却することができません。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

中部薬品工業は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるシャインアヌーク株式会社（以下「シャインアヌーク」といいます。）に、株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

当社は、シャインアヌークによる中部薬品工業の本株式交換比率の算定結果を参考に、中部薬品工業の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、当社は、中部薬品工業の展開する既存商品販売事業（今期売上高見込み 101 百万円）並びに今期開始した不織布マスク事業（今期売上高見込み 30 百万円）、防護服事業（今期売上高見込み 9 百万円）及び抗体検査キット事業（今期売上高見込み 72 百万円）のうち、抗体検査キット事業について、輸入元である中国における輸出規制の状況等を踏まえ算定対象として位置付けるのは適切でないと判断し、算定結果から控除することとします。

本株式交換比率が、シャインアヌークが算定した株式交換比率より抗体検査キット事業の収益を控除したレンジ内であり、両社の株主にとって不利益なものでなく、妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

別紙 3

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

決 算 報 告 書

(第 2 0 期)

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社中部薬品工業

貸借対照表

2020 年 3 月 31 日現在

株式会社中部薬品工業

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	58,258,515	【流動負債】	30,293,356
現金及び預金	8,124,579	買掛金	15,723,573
受取手形	1,296,416	未払金	2,561,910
売掛金	36,936,645	未払費用	11,641,373
商品	10,202,151	未払法人税等	296,500
立替金	149,380	返品調整引当金	70,000
未収消費税	1,549,344	【固定負債】	57,154,000
【固定資産】	41,152,919	長期借入金	57,154,000
【有形固定資産】	39,504,085	負債の部合計	87,447,356
建物	16,621,226	純資産の部	
建物附属設備	925,974	【株主資本】	11,964,078
機械装置	1,144,772	資本金	79,000,000
工具器具備品	2	資本剰余金	69,000,000
土地	20,812,111	資本準備金	69,000,000
【投資その他の資産】	1,648,834	利益剰余金	△136,035,922
出資金	10,000	その他の利益剰余金	△136,035,922
差入保証金	20,000	繰越利益剰余金	△136,035,922
長期前払費用	1,618,834	純資産の部合計	11,964,078
資産の部合計	99,411,434	負債及び純資産合計	99,411,434

損益計算書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社中部薬品工業

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	142,525,178	
売上値引高	3,437,089	
売上戻り高	2,063,845	
売上割戻し高	7,320,043	
売上高合計		129,704,201
【売上原価】		
期首商品棚卸高	14,787,228	
当期商品仕入高	90,676,209	
合計	105,463,437	
返品調整引当金戻入益	170,000	
返品調整引当金繰入損	△70,000	
期末商品棚卸高	10,202,151	
売上原価		95,161,286
売上総利益金額		34,542,915
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		35,021,893
営業損失金額		478,978
【営業外収益】		
受取利息	134	
雑収入	96,612	
営業外収益合計		96,746
【営業外費用】		
支払利息	291,729	
営業外費用合計		291,729
経常損失金額		673,961
税引前当期純損失金額		673,961
法人税、住民税及び事業税		296,519
当期純損失金額		970,480

販売費及び一般管理費内訳書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社中部薬品工業

(単位：円)

科目	金額	
福利厚生費	29,884	
広告宣伝費	1,009,676	
運賃	2,234,268	
販売促進費	415	
燃料費	324,761	
事務用消耗品費	280,103	
支払保険料	99,030	
修繕費	107,940	
租税公課	153,760	
減価償却費	1,655,510	
接待交際費	173,780	
旅費交通費	1,209,336	
通信費	719,156	
支払手数料	2,791,205	
組合費	81,600	
リース料	1,359,600	
車両リース料	378,300	
保守料	1,153,940	
外注費	16,500,000	
会議費	67,628	
消耗品費	443,703	
水道光熱費	662,828	
諸会費	20,000	
地代家賃	3,554,769	
研究開発費	5,923	
研修費	4,778	
販売費及び一般管理費合計		35,021,893

株主資本等変動計算書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社中部薬品工業

(単位：円)

【株主資本】

資本金	当期首残高		79,000,000
	当期末残高		79,000,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		69,000,000
	当期末残高		69,000,000
資本剰余金合計	当期首残高		69,000,000
	当期末残高		69,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△135,065,442
	当期変動額	当期純利益金額	△970,480
	当期末残高		△136,035,922
利益剰余金合計	当期首残高		△135,065,442
	当期変動額		△970,480
	当期末残高		△136,035,922
株主資本合計	当期首残高		12,934,558
	当期変動額		△970,480
	当期末残高		11,964,078
純資産の部合計	当期首残高		12,934,558
	当期変動額		△970,480
	当期末残高		11,964,078

製造原価報告書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社中部薬品工業

(単位：円)

【材料費】

期首材料棚卸高	8,669,665	
材料仕入高	7,182,101	
合計	15,851,766	
期末材料棚卸高	5,325,436	
材料費合計		10,526,330

【労務費】

賃金	18,150,000	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
労務費合計		18,150,000

【製造経費】

外注加工費	0	
旅費交通費	0	
通信費	0	
消耗品費	40,935	
修繕費	0	
水道光熱費	662,828	
減価償却費	466,509	
地代家賃	3,422,637	
製造経費合計		4,592,909
当期総製造費用		33,269,239
期首仕掛品棚卸高		358,044
合計		33,627,283
期末仕掛品棚卸高		474,412
当期製品製造原価		33,152,871

注記表

株式会社中部薬品工業

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・最終仕入原価法による原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法

無形固定資産・・・定率法

引当金の計上基準

返品調整引当金

返品に備えるため、法人税法に規定する方法により計上している。

収益及び費用の計上基準

収益・・・実現主義

費用・・・発生主義

消費税の会計処理

税抜方式により計上している。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,381,746 円

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権 1,771,610 円

金銭債務 19,594,600 円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高	9,423,410 円
地代家賃	3,150,000 円
外注費	16,500,000 円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期末株式数	2,960 株
当期増加株式数	0 株
当期末株式数	2,960 株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式

当期末株式数	0 株
--------	-----

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	4,041 円 92 銭
一株当たり当期純利益金額	△327 円 86 銭

以上